

令和2年度 第5回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和2年7月9日(木) 午前9時40分から10時50分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松 哲也
委員 上田 博久
委員 中本 久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本 晴彦 次長兼任用課長 山添 久
給与課長 川口 豊長 主 幹 尾田 聡子
係長 毎野 卓実 係長 高多 孝典
- ※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 大学卒業程度(事務・キャリア総合コース))の第1次試験合格者の決定について
- 議案第2号 鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 大学卒業程度(事務・キャリア総合コース以外))の第1次試験合格者の決定について
- 議案第3号 鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 民間企業等経験者対象)の第1次試験合格者の決定について
- 議案第4号 鳥取県警察官採用試験(令和3年4月採用予定 警察官A・B(1回目))の第1次試験合格者の決定について
- 議案第5号 選考により採用する職に係る承認について(知的障がい者)
- 議案第6号 人事委員会定めの制定について(特殊勤務手当関係)

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第5号及び第6号は公開、議案第1号から第4号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 大学卒業程度(事務・キャリア総合コース))の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 大学卒業程度(事務・キャリア総合コース以外))の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 民間企業等経験者対象)の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第 4 号

鳥取県警察官採用試験（令和 3 年 4 月採用予定 警察官 A・B（1 回目））の第 1 次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第 5 号

選考により採用する職（知的障がい者）の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第 19 条第 2 項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

本県では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、知的障がい者の雇用の促進を図ることとしている。

この知的障がい者の採用については、知的障がい者に対象を限定した試験であり、全ての国民を対象に募集を行う競争試験にはなじまないと考えられることから、選考による採用とする必要があるため。

2 採用予定者数

1 名程度

3 採用予定日

令和 3 年 4 月 1 日

4 選考方法

知事部局において選考を実施。

(1) 試験内容

① 1 次試験

- ・筆記試験（公務員として必要な一般的な知識及び知能（社会・人文・自然に関する知識、文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈等の能力）についての筆記試験）
- ・人物試験（理解力やコミュニケーション力についての集団面接）
- ・適性検査（職務遂行に関する適性についての検査）

② 2 次試験

- ・人物試験（人物及び作業能率（集計作業、簿冊整理などの職務内容に係る実技）についての個別面接）

(2) 受験資格

①年齢要件 昭和 6 0 年 4 月 2 日から平成 1 5 年 4 月 1 日までに生まれた人

②資格・免許等

- ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
- ・知的障がい者更正相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医によって知的障がい者であると判定された者

(3) 実施スケジュール（予定）

7 月 1 0 日（金） 募集開始
8 月 2 8 日（金） 募集締切
9 月 2 0 日（日） 第 1 次試験
9 月 3 0 日（水） 第 1 次試験合格発表

10月10日（土） 第2次試験
10月16日（金） 最終合格発表

5 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第6号

人事委員会定め（特殊勤務手当関係）の制定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次のとおり定めを制定する。

1 制定する定め の名称

- ・職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4項の規定に基づく防疫等業務手当の運用について
- ・警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第8項の規定に基づく防疫等業務手当の運用について

2 概要

令和2年6月議会で職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の改正が行われ、新型コロナウイルス感染症の感染の危険を伴う業務の特殊性に鑑み、特殊勤務手当（防疫等業務手当）の特例が設けられたことから、条例で人事委員会に委任された事項について運用通知を制定するもの。

（1）特例の対象となる業務

- ・新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務について、具体的に定める。（職員：職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4項、警察職員：警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第8項）。

ア 職員

通知	具体的な内容
①患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に接して行う看護の業務	県立施設等で行う患者の子の一時保護
②患者等に接して行う問診業務	保健師等の疫学調査
③患者等を移送する業務	指定医療機関等への搬送
④患者等を受け入れている宿泊施設において行う生活支援等の業務	軽症者療養施設における患者の生活支援
⑤病原体の付着した物件若しくは疑いのある物件の処理業務（防護服等を着用して行うものに限る。）	汚染場所の消毒等
⑥①～⑤に準ずると人事委員会が認める業務	

イ 警察職員

通知	具体的な内容
①患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に接して行う犯罪捜査又は保護若しくは看守の業務	患者等が被疑者の場合の取調べ等 患者等の保護 患者等の留置管理
②患者等を移送する業務	指定医療機関等への搬送
③患者等を受け入れている病院又は宿泊施設において行う犯罪の予防、捜査などの警察業務	指定医療機関、軽症者宿泊施設内で発生したトラブル対応等の警察業務

④病原体の付着した物件又は疑いのある物件の処理 (防護服等を着用して行うものに限る。)	検視 汚染場所の消毒等
⑤①～④に準ずると人事委員会が認める業務	

○職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 27 年鳥取県条例第 39 号）

附 則

1～3 略

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例)

4 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第 4 条の規定は適用しない。

5 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日 1 日につき 3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあつては、4,000 円）とする。

(2) 日額 4,000 円の対象となる業務

- ・日額 4,000 円を支給する業務については、人事委員会定めで規定すべき業務が予定されていないことから規定しない。（職員：職員の特殊勤務手当に関する条例附則第 5 項、警察職員：警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第 9 項）

【日額 4,000 円を支給する業務】

○職員・警察職員共通

- ・新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して行う業務
- ・これらの者に長時間にわたり接して行う業務
- ・その他人事委員会がこれに準ずると認める業務

(3) その他

- ・警察職員について、勤務実績簿に関する規定は、防疫等業務手当の支給に当たり準用する（警察職員には防疫等業務手当の支給がなく、特例に限り防疫等業務手当が支給されるものであることから規定するもの）。

3 施行日

議決日（令和 2 年 2 月 1 日から適用）

【質疑等】

委員：現時点で新型コロナウイルスについてはワクチンもなく、治療法も明確になっていないことから、今回の防疫等業務手当の特例措置ということであると思う。そういった問題が解決されて、一般の病気と変わらないということになった場合は、特例措置は見直されるのか。

事務局：新型コロナウイルス感染症が指定感染症として指定されている期間が 1 年間であることから、今回の特例措置についても 1 年間ということである。1 年経過後にどうなるかということについては、その時点の状況を踏まえて任命権者で条例をどうされるか検討されると思う。ワクチンや治療法が確立されて、一般の病気と変わらない状況になれば、こうした特例は適用されないと考えていただいてもよいと思う。

六 次回人事委員会の開催

令和 2 年 7 月 31 日（金）午前 9 時 40 分から開催することとした。